

LGBTI (性的少数者) の人権

ヨーロッパ、イギリス、日本の比較

日時: **2018年5月9日(水)**

10:45~12:15(2時限)

場所: **成蹊大学 6号館501教室**

講演言語: **英語** (*日本語逐次通訳あり)

LGBTI (レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックスなどの性的少数者)の人権の確保に向けたイギリスの法的対応は、当初、ヨーロッパ人権裁判所およびEU司法裁判所の諸判決やEU指令の要求内容を実現するためにはじまりましたが、イギリスは、その後、同性カップルと異性カップルを平等に取り扱うよう命じた2004年の貴族院判決をきっかけとして、ヨーロッパ大陸諸国以上にLGBTIの人権の徹底的な保障を志向するようになりました。ヘイト・クライムやヘイト・スピーチの規制、LGBTIに対する差別の禁止、家族法の改革・・・日本法への示唆を探ります。

講師
講演者

ロバート・ウィントミュート先生

Professor Robert Wintemute

ロンドン大学キングズ・カレッジ法学部教授



カルガリー生まれ。マギル大学法学部卒業。ニューヨークの法律事務所で弁護士業務に従事した後、オックスフォード大学にて博士号取得。ヨーロッパ人権裁判所、EU司法裁判所、米州人権裁判所、マサチューセッツ州最高裁判所などでLGBTI (性的少数者)の権利に関する訴訟を手がける。専門は人権法、差別禁止法、EU法。